

秘

經濟安定本部に関する説明資料

一、経過

政府はさきに本年二月十七日緊急經濟対策を發表すると共に之に基く一時的の經濟対策を實施し、当面の恐慌インフレの勃発を抑制し、引續いて、經濟安定に就いての諸対策を實施し來つた。之の緊急經濟対策の決定と其の後に行ける實施と就いては十数次の經濟閣僚懇談会を開催し、各省事務の完全一致と必要を施策の急速を展開とを計つて來たのであるが、今後緊急対策を強力に推進してゆく為には、之を專担する有力な中樞組織が必

要であるとして認められたので、三月十日閣議決定を以て緊急対策の中樞本部を設けることとが定められた。同時にG、H、Qに於いても同様の機関が必要であるとの意見を持つて三月一日、經濟科學部の條官から私案として畧同じ方向の構想の政府機関設置の提案が示された。依つて同日、經濟閣僚懇談会に於いて之の設置を決定し、爾來C、L、Oを通じてG、H、Qに對し、具體案と就いての協議に入つた。三月十日日、H、Qに於いて最初の全体的な會議が開確され、長が議事は相当混乱状態に陥り、具體的結論を見なかつた。併し乍ら之の會談の結果、長が印象に基いて、我々としても機構案を書き直すことになり、其の後、H、Qと數回の非公式會談を行つた。遂次成果に近づいた。

三月二十六日第二次会議に臨み其の際先方から具體的方針正案を讀み上げた上之を基礎として日本側は最終案を呈し、Qに提出することゝが望ましむとの語であつた。之の案は立法技術上稿各所の困難を点があつたのイ提案の内容を勅令と閣令との間に分ち重要部分も勅令と規定し其の他は閣令に譲りた。之の中出イ勅令案と閣令案とを提出した。之に基いて數次接觸した結果二本立の構想を及べ結局決定を見るに至つたが諸般の事情から正式の承認は遅れ五月 日 文書を以て一年間を存續期間とする條件を付して承認の指令があつた。

又

- ニ付てQの意見として注意すべき事項
- 本件に就いて付て接觸中問題となつた事項であり、又將來本機構が所謂運營をされる為に注意を要するとして認められる事項は左の通りである
- (1) 經濟安定本部は政策事項に付ては各省に優越せる存在であること
 - (2) 本機構は經濟危機突破の爲の暫定的機構であること(註)承認指令のとき一年間の期限を附せられたい
 - (3) 本機構は政変等に累されることをなく繼續性を有するものがあること(註)此の繼續性ハ經濟安定の民間人議員に依り保有せられ
 - (4) 總務長官の地位を極力強力なため長官は

名実共に國務大臣を指揮命令し得る様を「カ
リバー」の人物たることを希望せられ居る
こと

(5) 勅令第六條は必ずしも英文と「ゴレスボンド」し
きいが、日本側の意圖は總務長官を閣僚中よ
り選定することに限らうとするものではな
く適当な人物を先づ國務大臣に任命し、次で
總務長官に任命せんとする趣旨であること
を説明し、G、H、Q の了解を求めたものである
こと

3.

(6) G、H、Q は總務長官の權限を強大せしむる
ことを希望し居り、總裁たる總理大臣は形
式的に首長たるに止まらしめ、勅令第六條に總
務長官は總裁を佐り廳務を掌理すとあり、大
原案に關し、總裁を佐りといふ字句は總務
長官の地位を輕からしめる印象を與へると
いふこと、イ、斯る字句は拘泥するは意外と思
はるる程に其の削除を要求したること
(7) 民意をも反映した經濟安定會議の利用を圖
つたこと。但し、兎方の意向を逆らふ方
で作つた中間案は余りに經濟安定會議を強
かにせしめ、事務局を牽制し過ぎる嫌があ
つたので再修正が行はれたこと
(8) 經濟安定本部第一部長は、總務長官の兼任と

すべき旨閣令中に明定せよとの要求があつたが日本側から右は閣令の體裁上適當でないから固執せぬ様致し度い其の代り日本政府は總務長官が必ず第一部長を兼任する様テークノトトしてあく旨を約したること

(7) 閣令第十四條の議員の構成中G、H、Q、側は第一号の議員が第一号の議員にア、ウ、ト、ゾ、大、トせられぬ様相互の人数を同数とすべき旨要求したが右方から第十四條第二号は有能達識の士を以て第一号の議員に協力せしむることとを主張として居り、第一号第二号議員が対抗して相争ふ様な事態を豫見すること

大

は本條の精神に反すべき旨を力説し、米側も右に同意し長経緯があること等の諸点である。

尚経済科學部長のC、L、O次長に対する話として部長の入選がきまつたから見たいといふことであつたことと今後連絡上留意を要する。

三、經濟安定本部と他との連絡関係其の他

1. 重要事項についての正式の連絡は、G、H、Qとの連絡を通じてこれをすむが、個々の施策の具体的折衝連絡については所管各省に太幅に之を任せるのが適當と思はれる。特に重要な問題については、安定本部員が各省と協力して、直接連絡を維持する。

2. 重要な事項は、經濟安定會議に附議した後、閣議決定とする。この場合、安定會議の決定事項は、迅速簡略に閣議決定せられることが望ましい。經濟安定會議に附議せられたものにつ

いては、次官會議の附議は要しないこととする。その代り、經濟安定本部のうち、各官の出席する関係各廳協議會を設け、密接な連絡を確保する。右に閣議、經濟閣僚懇談會は、今後原則として之を開かないこととする。

3. 政府以外から經濟安定會議の構成員になるものへ、經濟利益の代表、學識、經驗者、は、商工、農林、運輸、金融、物價、関係等に、閣議、し、経営、勤勞、消費者等の各層を代表せしめ得るやうに考慮する。

右の民間會議員は、政府関係者と同数とし、議事の決定は多数決に依る。

4. 參與の人選

參與は、経済の实情に通曉した人を必要に
應じて選任する。定期的な參與會議等は之
を行はず、個々の意見を活用する。

5. 幹事・集議事の整理等

幹事は、庶務を行ふに適當する少数者を選ぶ。
集議事の整理等の事務に當るものとす

6. 部長と部員の人選

部長は、能ふる限り民間人を以て充てるこ
と、對する部員は、關係各廳と民間の有能者
に對し之を命じ、その一部は、専ら経済安定
本部に於て勤務せしめる。之の場合、特に行
政各部門との連絡緊密化について考慮す

7. 其の他

尙G・H・Q及び國內の経済安定本部に對
する期待に背かざる様、事務組織の内容に
ついては、充分なる實質と規模とを考慮す

(イ) 發揮するたため、事務系統と所要設備につ

いて、特に留意する。
重要経済統計資料の發表、關係先への
日報の配布等に依り、關係相互間の相互
理解と協力を完全にす。外特に言論界
の協力確保に萬善を盡す。

(ハ) 調査等も重視する。結合・公聽會の活用、実情

調査等も重視する。結合・公聽會の活用、実情

四

(一) 差當り行ふべき事務(順序不同)の推定並に進行情況の調査

(二) 四半期別及年別経済計畫へ物資需給計畫(運輸計畫等)の樹立

(三) 産業機構(産業民主化・経済の全体的綜合運營機構等)の決定

(四) 重要基本統計及動態統計其の他の体系的整備並に之に基く科學的研究

(五) 其他左記諸問題(一)乃至(四)に一部包含せらるるが爲の調査及方針樹立

(3) (2) (1) 給與貨金對策
インフレ對策
經濟民主化の爲の調査及方針樹立

(8) (7) (6) (5) (4)

食糧對策
補償問題
國債問題
金融機關及軍需會社の整理促進

工業鑛業生産對策

資本金
第二會社
復興金融會社

生産管理
經營協議會

基礎資材
飢饉の周知徹底と綜合的

輸入懇請(急務なり)

物價問題
進駐軍關係の建設問題

(9)

(vii)

物價問題

(16)(15)(14)(13)(12)(11) (10)

(ii) (i)

賠償 対策 の 準備	醫療 対策	援護 対策	綜合 經濟 バラ ンス	國民 所得 の 調査	國土 計畫	の 取扱 と 失業 対策 との 關係	産業 剩員 の 處理 と 物價 と 勞働 組合	失業 対策 六十 億 豫算 の 実行
---------------------	----------	----------	----------------------	---------------------	----------	--------------------------------------	---	--------------------------------------